

内閣官房副長官補室（内政・外政）本室内閣参事官（経済産業担当）標準文書保存期間基準

令和4年3月31日改訂

事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	大分類	中分類	小分類 (行政文書ファイル等の名称)	保存期間	管理規則別表 第2の該当事項・業務の区分	保存期間 満了時 の措置
閣議、関係行政機関の長で構成される会議又は省議（これらに準ずるものも含む。）の決定又は了解及びその経緯									
1 閣議の決定又は了解及びその経緯	(1)質問主意書に対する答弁に関する閣議の求め及び国会に対する答弁その他の重要な経緯	①答弁の案の作成の過程が記録された文書 ②閣議を求めるための決裁文書及び閣議に提出された文書 ③答弁が記録された文書	・法制局提出資料 ・審査録 ・答弁案 ・案件表 ・配付資料 ・答弁書	閣議の決定又は了解及びその経緯	質問主意書	質問主意書（〇年度）	30年	2 (1)① 5 (3)	移管
	(2)基本方針、基本計画又は白書その他の閣議に付された案件に関する立案の検討及び閣議の求めその他の重要な経緯（(1)に掲げるものを除く。）	①立案基礎文書 ②立案の検討に関する審議会等文書	・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・大臣指示 ・開催経緯 ・諮問 ・議事概要・議事録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、 ・中間報告、最終報告、 ・建議、提言	基本方針、基本計画又は白書 その他の閣議に付された案件	基本方針、基本計画又は白書 その他の閣議に付された案件 (〇年度)	基本方針、基本計画又は白書 その他の閣議に付された案件 (〇年度)	30年	2 (1)① 5 (4)	移管

事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	大分類	中分類	小分類 (行政文書ファイル等の名称)	保存期間	管理規則別表第2の該当事項・業務の区分	保存期間満了時の措置
			<p>③立案の検討に関する調査研究文書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング ・任意パブコメ <p>④行政機関協議文書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各省への協議案 ・各省からの質問・意見 ・各省からの質問・意見に対する回答 <p>⑤閣議を求めるための決裁文書及び閣議に提出された文書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本方針案 ・基本計画案 ・白書案 ・閣議請議書の写し ・案件表 ・配付資料 <p>⑥官報公示に関する文書その他の公布に関する文書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・官報の写し 						
2	関係行政機関の長で構成される会議（これに準ずるもの）のを含む。この項において同じ。）の決定又は了解及びその経緯	関係行政機関の長で構成される会議の決定又は了解に関する立案の検討及び他の行政機関への協議その他の重要な経緯	<p>①会議の決定又は了解に係る案の立案基礎文書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・総理指示 <p>②会議の決定又は了解に係る案の検討に関する調査研究文書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング <p>③会議の決定又は了解に係る案の検討に関する行政機関協議文書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各省への協議案 ・各省からの質問・意見 ・各省からの質問・意見に対する回答 	関係行政機関の長で構成される会議の決定又は了解及びその経緯	関係行政機関の長で構成される会議	"会議名"（〇年度）	10年	2 (1)①6	移管

事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	大分類	中分類	小分類 (行政文書ファイル等の名称)	保存期間	管理規則別表第2の該当事項・業務の区分	保存期間満了時の措置
		<p>④会議に検討のための資料として提出された文書及び会議（国務大臣を構成員とする会議に限る。）の議事が記録された文書</p> <p>⑤会議の決定又は了解の内容が記録された文書</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・配付資料 ・議事概要・議事録 <ul style="list-style-type: none"> ・決定・了解文書 						

個人又は法人の権利義務の得喪及びその経緯

3	個人の権利義務の得喪及びその経緯	(1)許認可等に関する重要な経緯	行政文書開示請求又は保有個人情報開示請求に対する開示決定等処分をするための決裁文書その他当該処分に至る過程が記録された文書	<ul style="list-style-type: none"> ・開示請求書 ・処分案 ・処分経緯 ・開示実施方法等申出書 ・開示決定等通知書の写し ・請求に係る事実関係に関する請求者への照会・請求者からの回答等 	個人の権利義務の得喪及びその経緯	許認可等に関する重要な経緯	行政文書開示請求（○年度）	5年 (処分の効力が消滅する日を基準)	2 (1)①11(1) 廃棄
								3年	
								1年未満	
		(2)補助金等の交付に関する重要な経緯	①交付の要件に関する文書	<ul style="list-style-type: none"> ・交付規則・交付要綱 ・実施要領 ・審査要領・選考基準 			行政文書開示請求（○年度）	5年 (交付に係る事業が終了する日を基準)	2 (1)①11(4) 移管
			②交付のための決裁文書その他交付に至る過程が記録された文書	<ul style="list-style-type: none"> ・審査案 ・理由 					
			③補助事業等実績報告書	<ul style="list-style-type: none"> ・実績報告書 					廃棄

事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	大分類	中分類	小分類 (行政文書ファイル等の名称)	保存期間	管理規則別表第2の該当事項・業務の区分	保存期間満了時の措置	
		(3)不服申立てに関する審議会等における検討その他の重要な経緯	①行政文書開示決定等処分に対する不服申立書 ②情報公開・個人情報保護審査会関係文書 ③裁決書	<ul style="list-style-type: none"> ・審査請求書の写し 	—	—	10年 (処分の効力が消滅する日を基準)	2 (1)①11(5)	廃棄 (但し以下について は移管 ・法令の解釈やその後の政策立案等に大きな影響を与えた事件に関するもの)	
		(4)国又は行政機関を当事者とする訴訟の提起その他の訴訟に関する重要な経緯	①訴訟の提起に関する文書 ②訴訟における主張又は立証に関する文書 ③判決書又は和解調書	<ul style="list-style-type: none"> ・訴状の写し ・期日呼出状の写し ・答弁書の写し ・準備書面の写し ・各種申立書の写し ・口頭弁論・証人等調書の写し ・書証の写し 	—	—	10年 (訴訟が終結する日を基準)	2 (1)①11(6)	廃棄 (但し以下について は移管 ・法令の解釈やその後の政策立案等に大きな影響を与えた事件に関するもの)	
その他の事項										
4	告示、訓令、通達及びその他の規則の制定又は改廃及びその経緯	(1)告示その他の規則(告示に準ずるものに限る。)の立案の検討その他の重要な経緯(1の項から13の項までに掲げるものを除く。)	①立案の検討に関する審議会等文書 ②立案の検討に関する調査研究文書 ③意見公募手続文書	<ul style="list-style-type: none"> ・開催経緯 ・諮問 ・議事概要・議事録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言 	告示、訓令、通達及びその他の規則の制定又は改廃及びその経緯	—	—	10年	2 (1)①14(1)	廃棄

事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	大分類	中分類	小分類 (行政文書ファイル等の名称)	保存期間	管理規則別表第2の該当事項・業務の区分	保存期間満了時の措置	
		④制定又は改廃のための決裁文書 ⑤官報公示に関する文書	・告示案、規則案 ・官報の写し							
	(2)訓令、通達及びその他の規則の立案の検討 その他の重要な経緯 (1の項から13の項までに掲げるものを除く。)	①立案の検討に関する調査研究文書 ②制定又は改廃のための決裁文書 ③官報公示に関する文書	・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング ・訓令案・通達案、規則案 ・標準文書保存期間基準 ・公印規程案 ・官報の写し		訓令、通達及びその他の規則の立案の検討その他の重要な経緯	—	10年	2 (1)①14(2)	廃棄 (但し以下について は保管 ・重要な訓令、通達 及びその他の規則の 制定又は改廃のため の決裁文書)	
					標準文書保存期間基準(○年度)	—				
5	機構及び定員に関する事項	機構及び定員の要求に関する経緯	機構及び定員の要求に関する文書並びにその基礎となった意思決定及び当該意思決定に至る過程が記録された文書	・大臣指示 ・機構要求書 ・定員要求書	機構及び定員に関する事項	機構及び定員の要求に関する経緯	機構及び定員の要求(○年度)	10年	—	廃棄
6	国会及び審議会等における審議等に関する事項	(1)国会審議(1の項から5の項までに掲げるものを除く。) (2)審議会等(1の項から5の項までに掲げるものを除く。)	国会審議文書 審議会等文書	・議員への説明 ・趣旨説明 ・想定問答 ・答弁書 ・国会審議録 ・開催経緯 ・諮問 ・議事概要・議事録 ・配布資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言	内閣の重要政策等に関する企画立案・総合調整に関すること 審議会(部会、小委員会、分科会、懇談会等)に関する事項	・国会審議(○年) ・“会議名”(○年度)	10年 10年	2 (1)①21(1) 2 (1)①21(2)	廃棄 (但し以下について は保管 ・大臣の演説に関するもの ・会期ごとに作成される想定問(部会、小委員会等を含む。) 廃棄 (但し以下について は保管 ・審議会その他の合議制の期間に関するもの (部会、小委員会等を含む。))	

